

大谷小学校PTA細則

第1章 会 費

第1条 会費は月額一律200円を納入するものとする。

第2章 役 員

第2条 役員中書記2名、会計2名の内それぞれ1名は教職員をもってこれにあてる。

第3章 会計監査委員

第3条 会計監査は互選により、会計監査委員長を選出する。

2 会計監査委員長は、会計監査委員を代表する。

第4章 役員及び会計監査委員候補者指名委員会

第4条 役員、会計監査委員候補者指名委員会の構成は次のとおり行う。

2 全員委員会の中より10名、教職員の中より2名選出する。

その中から互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

第5条 次年度役員及び会計監査委員候補者の指名は年度の終わりに行う。

第5章 総 会

第6条 会員の異動及び新役員、会計監査委員の承認、並びに年間計画及び収支予算の審議決定、会計監査を経た収支決算報告の承認は、年度始めの定期総会で行う。

第6章 常置委員会及び臨時委員会

第7条 常置委員会として、成人教育委員会、厚生委員会、校外指導委員会、及び広報委員会を置く。

2 成人教育委員、厚生委員、広報委員として、会員の互選により若干名を置く。

第8条 常置委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。

第9条 各委員会に次の役員を置き、委員の互選により選出する。

委員長1名、副委員長1名、書記1名

第10条 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

第11条 常置委員の任務は次のとおりである。

2 成人教育委員会

会員がよい保護者、よい教職員となるように自らつとめ、互いに教養を高めるようにすると共に、会員相互の親睦をはかる。

3 厚生委員会

児童および会員相互の福利厚生をはかり、指導につとめる。

4 校外指導委員会

児童の家庭生活、社会生活並びに児童相互の自主的集団生活と交通安全の指導をする。

5 広報委員会

この会の会員に対し、また必要に応じ、その地域社会並びに関係諸機関及び諸団体に対し、情報の伝達意見の交換につとめる。

第12条 臨時委員会の委員は、会長がこれを嘱する。

第13条 臨時委員会に次の役員を置き、委員の互選により選出する。

委員長1名、副委員長1名、書記1名

第14条 臨時委員会は、その任務を終わったときに解散する。
第15条 校長、教頭は学校管理並びに教育上、各常置委員会又は臨時委員会に出席して意見を述べることができる。

第7章 学年委員

第16条 学年ごとに、会員の互選により、学年委員3名から4名を置く。
第17条 学年委員は、学年保護者会を代表する。

第8章 校外指導委員会

第18条 地区ごとに会員の互選により、地区委員若干名を置き、校外指導委員会とする。
第19条 委員長、副委員長は地区委員より互選する。

第9章 学年及び学級保護者会

第20条 学年又は学級に関する常置委員会の権限以外の事項につき、学校と緊密なる連絡のもとに、児童の幸福な成長をはかる目的をもって、学年及び学級保護者会を置くことができる。
2 学年委員は、学年保護者会を代表し、会と学級との連絡にあたる。

第10章 表彰及び慶弔

第21条 役員又は役員として勤め、功労ありと認められた場合は、退任の際、これを表彰することができる。
第22条 その他運営委員会が功労ありと認められた場合は、これを表彰することができる。
第23条 会員又は、この会に関係あるものの慶弔、その他の事柄に際して、慶弔の意を表すことができる。

本細則は、昭和44年	4月1日施行	昭和52年	4月28日改正
昭和58年	6月19日改正	平成元年	4月21日改正
平成4年	4月24日改正	平成13年	10月13日改正
平成15年	11月28日改正	平成17年	3月11日改正
平成23年	2月22日改正	平成25年	6月12日改正
平成30年	2月26日改正	平成31年	4月16日改正
令和5年	4月28日改正		